

岐阜県司法書士会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 司法書士法（昭和25年法律第197号。以下「法」という。）第52条第1項の規定により、岐阜地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士で設立する司法書士会の名称は、岐阜県司法書士会とする。

(目 的)

第2条 岐阜県司法書士会（以下「本会」という。）は、司法書士及び司法書士法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、司法書士業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）が行う司法書士の登録の事務に関する事項
- (4) 法第5章の規定に基づき設立された司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (5) 業務関係法規の調査及び研究に関する事項
- (6) 業務関係図書及び用品の購入のあっせん及び頒布に関する事項
- (7) 福利厚生に関する事項
- (8) 業務の改善に関する事項
- (9) 業務のための調査に関する事項
- (10) 司法書士業務賠償責任保険（以下「業務賠償責任保険」という。）及び司法書士会業務賠償責任保険（以下「会業務賠償責任保険」という。）に関する事項
- (11) 統計に関する事項
- (12) 相談事業に関する事項
- (13) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (14) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (15) 広報活動に関する事項
- (16) 研修に関する事項
- (17) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (18) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項
- (19) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項

項

(20) 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項

(21) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(事務所の所在地)

第4条 本会は、岐阜市に事務所を置く。

第2章 会 員

第1節 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、司法書士会員及び法人会員とする。

2 司法書士会員とは、岐阜地方法務局の管轄区域内（以下「本会の区域内」という。）に事務所を有する司法書士をいう。

3 法人会員とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 本会の区域内に主たる事務所を有する司法書士法人

(2) 本会の区域内に従たる事務所のみを有する司法書士法人

第2節 入会及び退会の手続

(司法書士会員の入会手続及び入会)

第6条 本会に司法書士会員として入会しようとする者は、連合会の定める第1号様式による入会届を本会に提出しなければならない。

2 前項の入会届には、次に掲げる事項を記載し、入会しようとする者が署名し、司法書士法施行規則（以下「施行規則」という。）第21条に定める職印を押さなければならない。

(1) 氏名及び生年月日

(2) 本籍（外国人にあつては、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、住所及び事務所

(3) 司法書士となる資格取得の種類、年月日及びその番号

3 第1項の入会届には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。

(1) 司法書士となる資格を有することを証する書面

(2) 写真（提出の日前3月以内に撮影された5センチメートル正方形の無帽、かつ、正面上半身の背景のないもの）3葉。ただし、うち2葉は次項の司法書士

名簿に各1葉を貼付する。

(3) 本籍及び住所を証する書面(外国人にあつては、国籍等の記載された外国人住民に係る住民票の写し)

- 4 本会に入会しようとする者は、第1項の入会届の提出と同時に、法第9条第1項の定めるところにより、司法書士の登録(以下「登録」という。)を受けるため、連合会が定める付録登第2号様式による司法書士登録申請書(以下「登録申請書」という。)及び連合会の定める付録登第1号様式による司法書士名簿2通を本会に提出しなければならない。
- 5 前各項(第3項第1号を除く。)の規定は、法第13条の規定による所属する司法書士会の変更の登録(以下「変更の登録」という。)を受けて本会に司法書士会員として入会しようとする者について準用する。この場合において、前項中「付録登第2号様式による司法書士登録申請書」とあるのは、「付録登第3号様式による変更の登録申請書」と読み替える。
- 6 本会に入会の手続をとった者は、登録又は変更の登録を受けた時に本会の司法書士会員となる。
- 7 第1項の入会届は、それを提出した者が登録又は変更の登録を受けることができなかったときは、失効する。

(法人会員の入会手続)

- 第7条** 本会に司法書士法人の成立により第5条第3項第1号の法人会員として入会した者は、入会した日から2週間以内に、連合会の定める付録法第12号様式による入会届1通に連合会が定める付録法第1号様式による成立届1通及び連合会の定める付録法第16号様式による司法書士法人名簿(以下「法人名簿」という。)2通を添えて本会に提出しなければならない。
- 2 前項の入会届には、次に掲げる書面各1通を添付しなければならない。
 - (1) 登記事項証明書(届出に係る必要な事項が記載されている登記事項証明書をいう。以下同じ。)
 - (2) 定款の写し
 - 3 本会に、主たる事務所を移転したことにより第5条第3項第1号の法人会員として入会した者は、入会した日から2週間以内に、連合会の定める付録法第12号様式による入会届1通に連合会が定める付録法第10号様式による主たる事務所移転届1通及び連合会の定める付録法第16号様式による法人名簿2通を添えて、本会に提出しなければならない。
 - 4 第5条第3項第2号の法人会員が、主たる事務所を移転したことにより第5条第3項第1号の法人会員となったときは、第10条の届出による。
 - 5 第2項の規定は、前2項の届出について準用する。
 - 6 本会は、入会届を受け付けたときは、第1項又は第3項の法人名簿1通及び第2

項（前項で準用する場合を含む。）の各書面を、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

- 7 本会は、第1項の成立届又は第3項の主たる事務所移転届を前項の書面とともに、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

第8条 本会に第5条第3項第2号の法人会員として入会した者は、その事務所に常駐する社員である司法書士会員が連合会の定める付録法第13号様式による入会届2通に連合会の定める付録法第17号様式による法人名簿2通を添えて、本会に提出しなければならない。ただし、従たる事務所を移転したことによる入会届には、連合会の定める付録法第11号様式による従たる事務所移転届1通を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の入会届には、登記事項証明書1通を添付しなければならない。

- 3 本会は、入会届を受け付けたときは、第1項の書面各1通に前項の書面を添えて、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

（印鑑届等）

第9条 本会に入会しようとする者及び入会した法人会員は、職印を届け出なければならない。

- 2 職印の届出に関し必要な事項は、別に規程で定める。

（変更届）

第10条 司法書士会員は、第6条第2項第1号又は第2号に掲げた事項に変更が生じたときは、日本司法書士会連合会会則（以下「連合会会則」という。）第45条第1項に定めるところにより、連合会が定める付録登第5号様式による登録事項変更届出書を本会を経由して、連合会に提出しなければならない。

- 2 本会は、司法書士会員から前項の変更届を受け付けたときは、遅滞なく、連合会に送付しなければならない。

- 3 第5条第3項第1号の法人会員は、定款の変更をしたとき又は法人名簿の記載事項に変更が生じたときは、2週間以内に連合会の定める付録法第2号様式による届出事項変更届2通を本会に提出しなければならない。

- 4 前項の届出には、定款の変更である場合には定款の写しを、変更事項が登記事項である場合には登記事項証明書を、その他の場合にはそれを証する書面を、各1通添付しなければならない。

- 5 第5条第3項第2号の法人会員は、法人名簿の記載事項に変更が生じたときは、連合会の定める付録法第3号様式による届出事項変更届2通を本会に提出しなければならない。

- 6 第4項の規定は、前項の届出について準用する。

- 7 本会は、法人会員から第3項又は第5項の変更届の提出を受けたときは、うち1通に第4項（前項で準用する場合を含む。）の書面を添えて、遅滞なく連合会に送

付しなければならない。

(司法書士法人の解散届)

第 1 1 条 第 5 条第 3 項第 1 号の法人会員が解散したとき（法第 4 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の事由による解散を除く。）は、解散の日から 2 週間以内に連合会の定める付録法第 4 号様式による解散届 2 通に、登記事項証明書 1 通を添えて、本会に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第 5 条第 3 項第 2 号の法人会員が解散したとき（法第 4 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の事由による解散を除く。）について準用する。この場合において、「付録法第 4 号様式とあるのは、「付録法第 5 号様式と読み替えるものとする。

3 本会は、法人会員から前 2 項の解散届の提出を受けたときは、うち 1 通に登記事項証明書を添えて、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

(司法書士法人の合併届)

第 1 2 条 合併により新たな司法書士法人を設立したことにより入会した者は、合併の日から 2 週間以内に第 7 条又は第 8 条の入会届を本会に提出しなければならない。

2 第 5 条第 3 項第 1 号の法人会員は、他の司法書士法人を合併したときは、合併の日から 2 週間以内に連合会の定める付録法第 6 号様式による合併届 2 通に、次に掲げる書面各 1 通を添えて、本会に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書

(2) 定款の写し

3 第 5 条第 3 項第 2 号の法人会員は、他の司法書士法人を合併したときは、連合会の定める付録法第 7 号様式による合併届 2 通に前項第 1 号の書面 1 通を添えて、本会に提出しなければならない。

4 第 1 項の入会届又は前 2 項の合併届は、合併により解散した法人会員の退会届を兼ねるものとする。

5 本会は、法人会員から第 2 項又は第 3 項の合併届の提出を受けたときは、うち 1 通に第 2 項又は第 3 項の書面を添えて、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

(司法書士会員の退会届)

第 1 3 条 司法書士会員は、本会を退会しようとするときは、本会にその者が署名し、職印を押印した連合会の定める第 2 号様式による退会届を提出しなければならない。

2 司法書士会員は、連合会会則第 4 3 条に定めるところにより変更の登録を申請するときは、連合会が定める付録登第 4 号様式による変更の登録申請届出書を本会に提出しなければならない。

(みなし退会)

第14条 司法書士会員は、別紙第1第2項に定める会費を6月分滞納し、本会から一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しないときは、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。

(法人会員の退会をした旨の届)

第15条 法人会員の清算人（清算人がいないときは、社員）は、清算が終了したときは、その登記後速やかに、第5条第3項第1号の法人会員については連合会の定める付録法第8号様式による清算終了届2通を、第5条第3項第2号の法人会員については連合会の定める付録法第9号様式による清算終了届2通を本会に提出しなければならない。

2 前項の届出には、登記事項証明書を添付しなければならない。

3 法人会員は、破産手続開始の決定を受けたことにより退会したときは、速やかに、第5条第3項第1号の法人会員については連合会の定める付録法第4号様式による解散届2通に、第5条第3項第2号の法人会員については連合会の定める付録法第5号様式による解散届2通に、破産手続開始の決定を証する書面を添えて、本会に提出しなければならない。

4 第5条第3項第1号の法人会員が、本会の区域外に事務所を移転し本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨の登記をしたときは、速やかに連合会の定める付録法第14号様式による退会届2通を提出しなければならない。

5 第5条第3項第2号の法人会員は、従たる事務所を本会の区域外に移転し、又は廃止し本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨の登記をしたときは、速やかに連合会の定める付録法第15号様式による退会届2通を本会に提出しなければならない。

6 第2項の規定は、前3項の届出について準用する。

7 本会は、法人会員から第1項又は第3項から第5項までの届出の提出を受けたときは、うち1通に第2項の書面（前項で準用する場合を含む。）を添えて、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

(司法書士会員の退会の効力発生時期)

第16条 第13条第1項の退会届を提出した司法書士会員は、登録の取消しの時に退会する。

2 退会届を提出した司法書士会員は、第24条の会員並びに第28条第1項、第39条及び第41条の司法書士会員に含まれないものとする。

(届出事務手数料)

第17条 法人会員が法第35条第2項、第44条第2項若しくは第45条第3項又は法人名簿の記載事項の変更の届出をするときは、別紙第2に定めるところにより

事務手数料を納入しなければならない。

(通 知)

第 18 条 本会は、次の各号の場合には、当該各号に掲げる書面を当該各号に掲げる支部に送付する。

- (1) 入会があったとき。司法書士名簿又は法人名簿の写しを、その者が所属する支部に送付
- (2) 司法書士会員の退会があったとき。連合会からの登録取消通知書の写し又は変更の登録通知書の写しを、その者が所属していた支部に送付
- (3) 法人会員の退会があったとき。退会届の写しを、その者が所属していた支部に送付
- (4) 会員名簿の記載事項に変更があったとき。変更届の写しを、その者が所属する支部に送付

2 本会は、入会届を提出した者が会員となったとき、又は第 6 条第 1 項の入会届が失効したときは、その者に対し、その旨を通知する。

(会員名簿)

第 19 条 本会に会員名簿を備える。

- 2 司法書士会員名簿は、連合会から送付を受けた司法書士名簿の副本を編綴して調製する。
- 3 法人会員名簿は、提出された法人名簿を編綴して調製する。
- 4 会員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、会員名簿にその旨を記載するものとする。
- 5 司法書士会員が死亡し、退会したものとみなされ、又は登録の取消しを受けたときは、その者を司法書士会員名簿から除くものとする。
- 6 法人会員が退会したときは、その者を法人会員名簿から除くものとする。

(会員証及び司法書士徽章の交付)

第 20 条 本会は、入会した司法書士会員に、会員証及び連合会の定める第 3 号様式による司法書士徽章を交付しなければならない。

- 2 会員証及び司法書士徽章の交付等については、別に規程で定める。

(会員証の返還)

第 21 条 司法書士会員は、退会届提出のときに会員証及び司法書士徽章を本会に返還しなければならない。業務停止の処分を受けたときも、同様とする。

- 2 司法書士会員は、変更の登録により本会を退会したときは、変更の登録のときに会員証を本会に返還しなければならない。
- 3 法人会員が業務の全部停止又は解散の処分を受けたときは、当該法人の社員は、会員証及び司法書士徽章を返還しなければならない。

(会員に対する通知等)

第22条 会員に対する通知、勧告又は書面の送達は、次の各号の事務所に対して行う。

(1) 司法書士会員に対しては、会員名簿に記載された事務所。ただし、法人会員の社員である司法書士会員又は法人会員の使用人である司法書士会員に対しては、法人名簿に記載された法人会員の事務所

(2) 第5条第3項第1号の法人会員に対しては、法人名簿に記載された主たる事務所

(3) 第5条第3項第2号の法人会員に対しては、法人名簿に記載された従たる事務所

2 前項の通知、勧告又は書面の送達は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第3節 入会金及び会費

(入会金)

第23条 本会に入会しようとする者は、第6条第1項の入会届を提出するときに、別紙第1第1項に定めるところにより、入会金を納入しなければならない。ただし、その者が入会するに至らなかったときは、その者に入会金を返還しなければならない。

2 本会に入会した法人会員は、第7条第1項又は第8条第1項の入会届を提出するときに、別紙第1第1項に定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

3 第14条の規定により退会した者が、再び入会しようとするときは、入会金に滞納会費額を加算して支払わなければならない。ただし、その者が入会するに至らなかったときは、入会金を返還しなければならない。

(会 費)

第24条 会員は、別紙第1第2項に定めるところにより、会費を納入しなければならない。ただし、清算中の法人会員については、この限りでない。

(会費の延納、減免及び返還)

第25条 司法書士会員は、疾病、傷害その他の事由により司法書士業務を執ることに支障がある場合又は被災したことにより会費の納入が困難な場合には、会費の延納、減額又は免除の申出をすることができる。

2 法人会員は、事務所等が被災したことにより、会費を納入することが困難な場合には、その延納、減額又は免除の申出をすることができる。

3 前2項の申出は、当該会員の所属する支部の支部長を経由してするものとする。

- 4 会長は、会費の延納、減額又は免除に関する決定をしたときは、その旨を当該支部長及び会員に通知しなければならない。
- 5 会費の延納、減額又は免除に関し必要な事項は、別に規程で定める。
- 6 本会は、司法書士会員が退会した場合において、過納の会費があるときは、当該司法書士会員であった者又はその遺族の請求により、その会費を返還しなければならない。
- 7 本会は、法人会員が退会した場合において過納の会費があるときは、当該法人会員の請求により、その会費を返還しなければならない。

第3章 会の機関

第1節 役員

(役員)

第26条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以上
- (3) 理事 10人以上
- (4) 監事 2人以上

2 支部長は理事とする。

3 第1項の理事の人員中には支部長を含む。

(本会と役員との関係)

第26条の2 本会と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員の職務)

第27条 会長は、本会を代表し、会の業務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。

4 監事は、本会の資産及び会計の状況を監査する。

5 監事に事故があるとき、又は監事が欠員のときは、あらかじめ総会の決議により定められた者がその職務を行う。

6 監事は、本会の他の役員を兼ねることができない。

(役員の選任)

第28条 役員は、司法書士会員のうちから、総会で選任する。ただし、支部長である理事は各支部総会で選任する。

2 法人会員は、役員の選任に関し選挙権及び被選挙権を有しない。

3 役員の選任については、役員等選挙規則（以下「選挙規則」という。）の定めるところによる。

（役員の任期）

第29条 役員の任期は、就任後の第2回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、再任されることができる。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

3 役員が、任期の満了又は辞任により退任した場合において、当該役員の定数を欠くに至ったときは、その役員は後任者が就職するまでその職務を行う。

（役員の退任）

第30条 役員は、退会したとき、法第47条第2号の処分を受けたとき、又は総会において解任の決議があったときは、退任する。

（役員手当）

第31条 役員には、役員手当を支給することができる。

2 役員手当の支給に関して必要な事項は、別に規則で定める。

（役員の守秘義務）

第32条 役員は、正当な事由がある場合でなければ、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。役員を退任した後も同様とする。

第2節 理事会

（理事会の組織及び招集）

第33条 理事会は、会長、副会長及び理事（以下この節において「理事会の組織員」という。）で組織する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会を招集する場合には、会日から1週間前までに副会長及び理事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

4 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

5 理事会は、副会長及び理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の決議)

第34条 本会の業務執行は、理事会の決するところによる。

2 理事会の議長は、会長とする。

3 理事会の決議は、理事会の組織員の過半数が出席し、その議決権の過半数で議決する。可否同数のときは、議長が決する。

4 理事会の決議について特別の利害の関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。

(書面による決議)

第35条 会長は、理事会の組織員の全員の同意があるときは、書面により議決を求めることができる。

2 前項の場合において、決議の目的である事項について、理事会の組織員の過半数が書面をもって同意を表したときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 会長は、遅滞なく、決議の結果を副会長及び理事に通知しなければならない。

4 理事会に関する規定は、書面による決議について準用する。

(理事会の議決事項)

第36条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 規程及び細則の制定及び改廃

(4) 会長から付託された事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、本会の業務の執行に関する事項

(議事録)

第37条 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席したその他の理事会の組織員のうち2人が署名、押印しなければならない。

第3節 総 会

(総 会)

第38条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の組織)

第39条 総会は、司法書士会員で組織する。

(総会の招集)

第40条 定時総会は毎会計年度終了後2月以内に、臨時総会は必要がある場合に随時、会長がこれを招集する。

2 総会を招集する場合には、会日から2週間前までに司法書士会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

(総会の特別招集)

第41条 会長は、司法書士会員の3分の1以上の者から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会招集の請求があったときは、請求があった日から1か月以内の日を会日とする総会を招集しなければならない。

2 前項の請求があった日の翌日から3週間以内に会長が総会招集の通知を発しないときは、同項の請求者が総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第42条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の制定及び変更に関する事項
- (3) 規則の制定及び改廃に関する事項
- (4) 重要な財産の取得、処分及び多額の債務の負担に関する事項
- (5) 役員の選任及び解任に関する事項
- (6) 綱紀調査委員及びその予備委員の選任及び解任に関する事項
- (7) 理事会において総会に付議すべき旨議決した事項
- (8) 総会において、審議することを相当と議決した事項

(議決の要件)

第43条 総会の決議は、この会則に別段の定めのある場合のほか、出席した司法書士会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

2 司法書士会員は、他の司法書士会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、役員等選任のための投票についてはこの限りでない。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

4 第34条第4項の規定は、総会の決議について特別の利害の関係を有する者の議決権について準用する。

(議決権)

第44条 司法書士会員は、1個の議決権を有する。

(特別決議の要件)

第45条 第42条第2号、第4号、第5号のうち役員の解任並びに第6号のうち綱紀調査委員及びその予備委員の解任に関する事項の決議は、司法書士会員の過半数が出席し、その議決権の過半数で議決する。

(議長)

第46条 総会の議長は、総会で選任する。

(議事録)

第47条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した司法書士会員2人が署名、押印しなければならない。

第4節 委員会

(綱紀調査委員会)

第48条 本会に綱紀調査委員会を置く。

2 綱紀調査委員会は、会員の綱紀保持に関する事項について職務を行う。

3 綱紀調査委員会は、綱紀調査委員（以下この節において「委員」という。）7人以上15人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、就任後の第2回目の定時総会の終結の時までとする。

5 委員には、会員のほか、会員でない学識経験者のうちから1人又は2人以上を選任しなければならない。

6 会員である委員の選任は、別に定める選挙規則による。

7 会員でない委員は、総会において選任し、又は解任する。

8 会員である委員は、本会の役員を兼ねることができない。

9 会員である委員は、退会したとき、法第47条第1号若しくは第2号の処分を受けたとき又は総会において解任の決議があったときは退任する。

10 綱紀調査委員会に関し必要な事項は、別に規則で定める。

11 第29条第2項の規定は、委員について準用する。

12 第28条第2項の規定は、会員である委員の選任について準用する。

(綱紀調査委員会の予備委員)

第48条の2 本会は、綱紀調査委員会に会員でない学識経験者である1人又は2人以上の予備委員を置く。

2 会長は、会員でない委員に事故のあるとき又はその委員が欠けたときは、予備委員の中からその職務を行う者を指名する。

3 前条第4項、第7項及び第11項の規定は、予備委員について準用する。

(綱紀調査委員会の調査等)

第49条 何人も、本会に対し、会員の綱紀に関して適当な措置を講ずることを申し出ることができる。

2 会長は、次に掲げる事由が存するときは、綱紀調査委員会にその調査を付託しなければならない。

(1) 会員が法若しくは施行規則又は連合会会則若しくはこの会則に違反すると思料するとき。

(2) 会員が法若しくは施行規則又は連合会会則若しくはこの会則に違反するおそれがあると思料するとき。

(3) 施行規則第42条第2項による調査の委嘱を受けたとき。

3 綱紀調査委員会は、前項の調査の結果を書面で会長に報告しなければならない。

4 綱紀調査委員会は、委員の過半数が、会員について第2項の調査をすることを相当と認めるときは、書面で会長に事由の説明を添えて意見を述べることができる。

(委員の職責)

第50条 委員は、その職務を行うには、会員の人権を尊重し、かつ、公正でなければならない。

2 委員（委員であった者を含む。）は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしはならない。

(委員の除斥)

第51条 委員は、次に掲げる事由が存するときは、その職務から除斥される。

(1) 第49条第2項の調査（以下この節において「調査」という。）の対象となった会員と使用関係にあるとき。

(2) 調査の対象となった会員と親族であるとき又はあったとき。

(3) 調査の対象となった会員の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

(4) 調査の対象となった会員が当該委員の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

2 会員である委員は、前項のほか、次に掲げる事由が存するときは、その職務から除斥される。

(1) 調査の対象となったとき。

(2) 調査の対象となった法人会員の社員又は使用人であるとき。

(委員の忌避及び回避)

第51条の2 調査の対象となった会員は、委員について調査の公正を妨げるべき事情があるときは、綱紀調査委員会に対し、その事情を明らかにして、当該委員の忌避を申し立てることができる。

2 委員は、自己に前項の事情があると思料するときは、綱紀調査委員会の許可を得て、その事案について職務の執行を回避することができる。

(除斥又は忌避の決議)

第51条の3 綱紀調査委員会は、委員に除斥の事由又は忌避の事情があると認めるときは、除斥又は忌避の決議をする。

2 前項の場合において、当該委員は決議に関与することができない。

3 除斥又は忌避の決議に対しては、不服を申し立てることができない。

(会員の調査受忍義務)

第52条 会員は、正当な事由がなければ、綱紀調査委員会の調査及び参考人としての事情聴取を拒んではない。

(その他の委員会)

第53条 本会は、必要がある場合には、理事会の決するところにより、特定の事項を行うため、特別委員会を設けることができる。

2 前項の特別委員会につき必要な事項は、理事会で定める。

第5節 業務分掌

(業務の分掌)

第54条 本会に、その業務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 経理部
- (3) 企画部
- (4) 広報部
- (5) 研修部
- (6) 市民事業部

2 前項各号の組織は、理事会で定める。

(総務部)

第55条 総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の接受、発送及び保守に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6) 福利厚生に関する事項
- (7) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
- (8) 連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
- (9) 司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (11) 業務賠償責任保険及び会業務賠償責任保険に関する事項
- (12) その他他の部の所掌に属さない事項

(経理部)

第56条 経理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

(企画部)

第57条 企画部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項

(広報部)

第58条 広報部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 会報の編集及び発行に関する事項
- (2) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項
- (3) その他広報活動に関する事項

2 前項第2号において公開する情報は、別に規則で定める。

(研修部)

第59条 研修部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研修の企画立案に関する事項
- (2) 各種研修及び講演会等の計画と実施に関する事項

(市民事業部)

第59条の2 市民事業部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前3号に関する情報の管理等に関する事項

(事務員)

第60条 本会に、その事務を処理するため必要な有給の事務員をおくことができる。

第4章 資産及び会計

(会計年度)

第61条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第62条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 登録事務交付金
- (4) 法人会員届出事務手数料
- (5) 寄附金
- (6) その他の雑収入

(予 算)

第63条 会長は、毎会計年度の予算案を作成し、定時総会の議決を経なければならない。

- 2 会長は、予算が成立しない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費に限り支出することができる。

(予算外支出)

第64条 会長は、支出予算については、各款、項に定める目的のほかこれをを使用してはならない。ただし、予算の執行上の必要により、あらかじめ総会の議決を経た場合又は理事会の議決を経た場合は、この限りでない。

- 2 会長は、前項ただし書後段の規定により支出をしたときは、その後に開かれる最初の総会の承認を得なければならない。

(財務諸表)

第65条 会長は、毎会計年度末現在において公益法人会計基準に基づく計算書類を作成しなければならない。

(収支計算書)

第66条 会長は、前条の計算書類を、監事に提出しなければならない。

- 2 監事は、前項の計算書類を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。
- 3 会長は、定時総会に前項の計算書類を提出しなければならない。

(資産の管理)

第67条 本会の資産は、会長が管理する。

(財産の請求制限)

第68条 会員は、退会した場合において、本会对しこの会則に別段の定めのある場合を除き、財産上の請求をすることができない。

第5章 支 部

(支 部)

第69条 本会は、会員の業務の改善及び本会と会員との連絡調整を図るため、支部

を設ける。

2 会長は、支部の名称及び区域を定める。

3 前項の区域内に事務所を有する会員は、当該支部に所属するものとする。

(支部長の報告義務)

第70条 支部長は、支部会員が法若しくは施行規則又は連合会会則若しくはこの会則に違反するおそれがあると思料するときは、その旨を会長に報告しなければならない。

2 支部長は、支部の毎会計年度終了後2月以内に、支部の事務費に関する決算報告書を会長に提出しなければならない。

(支部規則)

第71条 この会則に別段の定めのある場合を除き、必要な事項は、別に支部規則で定める。

2 前項の支部規則を定め、又はこれを変更するには、会長の承認を受けなければならない。

(支部の役員)

第72条 支部に、支部長1人、副支部長及び支部規則に定めるその他の役員を置く。

2 支部長は、支部を代表し、副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。

3 支部の役員は、支部の総会で選任する。

4 支部の役員の任期は、就任後の本会の第2回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、再任されることができる。

5 第28条第2項、第29条第2項及び第3項、第30条並びに第32条の規定は、支部の役員について準用する。

第6章 研 修

(研修の実施)

第73条 本会は、倫理、実務等に関する研修を開催しなければならない。

2 本会が実施する研修について必要な事項は、別に規則で定める。

(資質の向上)

第74条 司法書士会員は、本会及び連合会会則第89条のブロック会並びに連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第7章 業務賠償責任保険

(業務賠償責任保険)

第74条の2 本会は、次の方法のいずれかにより、会員の全てが業務賠償責任保険の被保険者となる措置をとる。

- (1) 本会が保険会社と契約する方法
- (2) 他の司法書士会と共同して保険会社と契約する方法
- (3) 連合会に保険契約を委託する方法

(会業務賠償責任保険)

第74条の3 本会は、連合会が加入する会業務賠償責任保険の被保険者となる。

(事故処理委員会)

第74条の4 本会は、前2条に定める保険の事故処理の適正かつ円滑な運用を図るため、事故処理委員会を置く。

(通知等)

第74条の5 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、連合会に報告するとともに、第74条の2第1号又は第2号に定める保険契約をした保険会社に通知し、保険契約の変更手続を行い、又は変更手続を委託する。

- (1) 会員の入会があったとき。
- (2) 会員の退会があったとき。
- (3) 入会が失効したとき。
- (4) 会員が法第47条第2号の処分又は法第48条第1項第2号の処分を受けたとき。
- (5) その他必要なとき。

(会員の報告義務)

第74条の6 会員は、保険金の請求を行うおそれのある事故が発生した場合は、本会及び保険会社に速やかに報告しなければならない。

2 前項の報告を怠ったことによる責任は、会員が負わなければならない。

(会員の協力)

第74条の7 保険金の請求者である会員は、事故処理委員会が行う調査に協力しなければならない。

2 会員は、前項の会員の復代理人であったときその他事故に関係するときは、前項の調査に協力するよう努めなければならない。

(中央事故処理審査会との関係)

第74条の8 事故処理委員会は、他の司法書士会の事故処理委員会及び連合会の中央事故処理審査会と連携して、その業務を行うものとする。

(規程への委任)

第74条の9 業務賠償責任保険に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第8章 品位保持

（品位の保持等）

第75条 司法書士会員は、法律学その他必要な学術の研究及び実務の研鑽に努めるとともに、たえず人格の向上を図り、司法書士としての品位を保持しなければならない。

2 会員は、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

（非司法書士との提携禁止）

第76条 会員は、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（以下この条において「非司法書士」という。）に、自己の名義を貸与する等、非司法書士が司法書士の業務を取り扱うことに協力し、又は援助してはならない。

2 会員は、非司法書士から事件のあっせんを受けてはならない。ただし、法令の規定により事件のあっせんを行うことができない者以外の者から、事件のあっせんを受けるときは、この限りでない。

（違法行為の助長の禁止）

第77条 会員は、詐欺的行為、暴力その他これに類する違法又は不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

（利益享受等の禁止）

第78条 会員は、取り扱っている事件に関して、相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくは約束してはならない。

（依頼を受けることのできない業務）

第79条 司法書士会員の使用人である司法書士会員は、次に掲げる事件を受任することができない。

（1）使用者である司法書士会員が、相手方の依頼を受けて受任した事件に関する裁判書類作成関係業務及び簡裁訴訟代理等関係業務

（2）使用者である司法書士会員が、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件に関する簡裁訴訟代理等関係業務

（3）使用者である司法書士会員が、相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくものと認められる簡裁訴訟代理等関係業務

2 司法書士会員の使用人であった司法書士会員は、使用人として業務に従事していた期間内に、使用する司法書士が受任し、自らが関与した前項各号の事件について、受任することができない。

（係争目的物の譲受）

第80条 会員は、受任している事件について係争の目的物を譲り受けてはならない。

（不当誘致行為の禁止）

第81条 会員は、不当な金品の提供又は供応等の不当な手段により依頼を誘致してはならない。

(広告)

第82条 会員は、虚偽若しくは誇大な広告又は品位を欠く広告をしてはならない。

第9章 執務通則

(依頼事件の処理)

第83条 会員は、特別の理由がない限り、依頼の順序に従い、速やかに業務を取り扱わなければならない。

(書類の作成)

第84条 会員は、法令又は依頼の趣旨に沿わない書類を作成してはならない。

(報酬の明示)

第85条 会員は、依頼者に対し、その報酬の金額又は算定方法を事務所の見やすい場所に掲示する等により、明示しなければならない。

(領収証)

第86条 会員は、依頼者から支払を受けたときは、報酬額とその他の費用を明確に区分した領収証正副2通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して当該依頼者に交付しなければならない。

2 前項の領収証は、電磁的記録をもって作成及び保存することができる。

3 第1項の副本又は前項の電磁的記録は、作成の日から3年間保存しなければならない。

(預り金の取扱い)

第86条の2 会員は、依頼者から預り、又は依頼者のために預かった金銭については、自己の金銭と明確に区別しうる方法で保管し、かつ、その保管の記録を作成し、これを管理しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録により行うことができる。

3 預り金の取扱いに関し必要な事項は、別に規則で定める。

(事件簿)

第87条 会員は、連合会の定める様式により事件簿を調製しなければならない。

2 前項の事件簿は、電磁的記録により記録することができる。

(依頼者等の本人確認等)

第87条の2 会員は、業務（相談業務を除く。）を行うに際し、依頼者及びその代理人等の本人であることの確認並びに依頼の内容及び意思の確認を行い、本人であることの確認及び依頼された事務の内容に関する記録を書面又は電磁的記録により作成しなければならない。

2 前項の記録は、事件の終了時から10年間保存しなければならない。

3 前2項について必要な事項は、理事会において定める。

(契約書の作成)

第88条 会員は、依頼者とその業務に関する委任契約を締結するときは、契約書を作成するよう努めなければならない。

(業務報告)

第89条 会員は、毎年1月末日までに、連合会が定める第4号様式により、前年に業務を行った事件の件数を記載した業務報告書を会長に提出しなければならない。

2 業務報告書に記載する件数は、事件簿に基づき記載しなければならない。

3 業務報告書の記載について必要な事項は、別に規程で定める。

(特定事件報告等)

第89条の2 会員は、毎年1月末日までに、連合会が定める第5号様式により、前年に関与した事件について、次に掲げる事項に関する特定事件報告書を会長に提出しなければならない。

(1) 依頼を受けた事件への対応に関する事項

(2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に定める司法書士の義務に関する事項

2 会員は、犯収法別表(第4条関係)に規定する特定受任行為の代理等の依頼を受けた後に、当該依頼が犯罪による収益の移転を目的とするものその他これに準ずるものとして規則で定めるものと認めて辞任した場合であって、法第24条の規定により漏らしてはならないこととされる事項に該当せず、かつ、依頼者との信頼関係を害するおそれがないと認めるときは、連合会が定める第6号様式により、次に掲げる事項に関する特別事件報告書を会長に提出しなければならない。

(1) 特定受任行為の代理等の内容

(2) 辞任に至った事由

(証紙の報告)

第90条 削除

(司法書士会員の表示)

第91条 司法書士会員は、その事務所に司法書士事務所である旨及びその事務所を事務所所在地とする司法書士の氏名を表示しなければならない。

2 司法書士会員は、その申請により事務所の名称を司法書士名簿に記載したときは、前項に定める表示のほか、その名称を事務所に表示しなければならない。

3 司法書士会員は、業務の停止の処分を受けたときは、その停止期間中その表札を撤去する等、司法書士事務所であることについての表示を止めなければならない。

(法人会員の表示)

第92条 法人会員は、その名称及びその事務所を事務所の所在地とする司法書士会

員の氏名をその事務所に表示しなければならない。

- 2 本会の区域内に従たる事務所を有する法人会員は、従たる事務所につき前項に掲げる事項のほか、主たる事務所の所在地を表示しなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、法人会員が業務の全部の停止の処分を受けたときについて準用する。法人会員の一部の事務所が業務の全部の停止の処分を受けたときも、当該事務所について同様とする。

(名称の制限)

第93条 司法書士会員又は第5条第3項第1号の法人会員は、本会の区域内で既に司法書士名簿に記載されている司法書士会員の事務所の名称又は法人会員の名称と同一の名称を使用してはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 司法書士会員が、その氏又は氏名（連合会会則第37条第3項の規定により併記を受けた職務上の氏名の氏又は氏名を含む。）を使用する場合
- (2) 法人会員が、社員の氏又は氏名（連合会会則第37条第3項の規定により併記を受けた職務上の氏名の氏又は氏名を含む。）を使用する場合
- (3) 司法書士会員が、現に司法書士名簿に記載されている名称を当該司法書士会員が社員となって設立する司法書士法人の名称として使用する場合

(会員証の携行及び司法書士徽章の着用義務)

第94条 司法書士会員は、業務を行うときは、会員証を携行し、かつ、司法書士徽章を着用しなければならない。

(会則等の遵守義務)

第95条 会員は、連合会会則並びに本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議を守らなければならない。

(届 出)

第96条 会員は、法又は施行規則の規定に基づき岐阜地方法務局の長に書面を提出するには、本会を経由しなければならない。

第10章 補助者

(補助者に関する届出)

第97条 会員は、補助者を置いたとき又は置かなくなったときは、遅滞なく本会の定める様式により届け出なければならない。

- 2 本会に、前項の届出を編綴した補助者名簿を備える。
- 3 会員は、補助者名簿の記載事項に変更が生じたときは、本会の定める様式により届け出なければならない。
- 4 本会は、第1項又は前項の届出があったときは、その旨を岐阜地方法務局の長に

通知しなければならない。

(補助者等の使用責任)

第98条 会員は、その補助者に業務を補助させる場合には、その指導及び監督を厳正にするよう注意しなければならない。

2 会員は、正当な事由がある場合でなければ、会員が業務上取り扱った事件について知ることのできた秘密を、補助者、使用人又は他の従業員が他に漏らさないよう、指導しなければならない。

3 会員は、前2項の注意義務を怠ったため、補助者が依頼者に損害を与えたときには、その責めを負わなければならない。

4 会員は、本会等が行う補助者研修会に、補助者を出席させるように努めなければならない。

第11章 会の指導、調査及び注意勧告

(会員に対する指導及び調査)

第99条 会長は、司法書士業務の適正な運営を図るために必要があるときは、会員から報告を求め、その会員に必要な指示又は指導をすることができる。

2 会員は、前項の指示又は指導に従わなければならない。

3 会長は、必要があると認めたときは、会員の業務を調査することができる。

4 会員は、正当な事由がなければ前項の調査を拒んではならない。

(注意勧告)

第100条 本会は、次に掲げる事由が存するときは、綱紀調査委員会の調査を経て、当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 会員が法若しくは施行規則又は連合会会則若しくはこの会則に違反すると思料するとき。

(2) 会員が法若しくは施行規則又は連合会会則若しくはこの会則に違反するおそれがあると認めるとき。

2 会員は、前項の注意又は勧告に従わなければならない。

3 第1項の注意又は勧告に必要な事項は、別に規則で定める。

(再調査の申立て)

第101条 前条第1項の規定により、注意又は勧告を受けた会員は、その注意又は勧告に不服があるときは、注意又は勧告を受けた日の翌日から30日以内に、理由を付した書面をもって、本会に対して再調査の申立てをすることができる。

2 本会は、前項の再調査の申立てがあったときは、理事会で調査の上、必要な措置を講ずるものとする。

3 本会は、前項の措置に関し、連合会の意見を聴くことができる。

(資料及び業務執行状況の調査)

第102条 本会は、法第60条若しくは施行規則第42条第3項の規定により、法務大臣に報告するために必要があるとき又は法第61条に規定する注意若しくは勧告に必要があるときは、会員の保存する事件簿その他の関係資料又は執務状況を調査することができる。

2 第99条第4項の規定は、前項の調査について準用する。

(準用規定)

第103条 前条の規定は、第49条第2項及び第101条第2項の調査について準用する。

(法務大臣への報告)

第103条の2 本会は、施行規則第42条第2項の規定による調査の結果が法又は施行規則に違反する事実がある旨の報告をする場合には、法務大臣への報告に、懲戒処分として相当と思料する量定に関する意見又は懲戒処分不相当とする意見を付すものとする。

2 前項の規定は、本会が法第60条の規定により法務大臣に報告する場合において、その報告が綱紀調査委員会の調査を経たものであるときについて、準用する。

3 本会は、前2項の報告をする場合には、懲戒処分として相当と思料する量定に関する意見又は懲戒処分不相当とする意見の妥当性について、連合会に意見を求めなければならない。

4 本会は、第1項及び第2項の報告に、前項の規定による連合会の意見を付すものとする。

5 第1項又は第2項の意見について必要な事項は、別に規則で定める。

(他の司法書士会への通知等)

第103条の3 本会は、綱紀調査委員会の調査の対象である会員が、法第60条若しくは施行規則第42条第3項の規定に基づく法務大臣への報告又は法第61条の規定に基づく注意若しくは勧告をする前に事務所を移転したことにより本会を退会したときは、移転により所属することとなった司法書士会に綱紀調査委員会の調査の対象である旨を通知するとともにその調査の記録を提供しなければならない。

2 前項の規定は、第5条第3項第2号の法人会員がその事務所を廃止したことにより本会を退会したときについて準用する。この場合において、「移転により所属することとなった司法書士会」とあるのは「主たる事務所が所属する司法書士会」と読み替えるものとする。

(公共嘱託登記司法書士協会に対する助言)

第104条 本会は、本会の会員が社員である公共嘱託登記司法書士協会に対し、その運営に関し必要な助言をすることができる。

第 12 章 紛議の調停

(紛議の調停)

第 105 条 本会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他の関係人の請求により、調停を行うため、紛議調停委員会を置く。

2 紛議の調停に必要な事項は、別に規則で定める。

(会員の出頭義務)

第 106 条 会員は、やむを得ない事由がある場合を除き、紛議調停期日に出頭しなければならない。

第 13 章 表彰及び慶弔

(会員の表彰及び慶弔)

第 107 条 会長は、理事会に諮り、本会の向上発展に特に功績があった会員を表彰することができる。

2 会員の慶弔については慶弔規程の定めるところによる。

第 14 章 司法書士の登録に関する事務

(司法書士の登録等の事務)

第 108 条 本会は、司法書士の登録に関し、連合会会則第 53 条において定める事務を行う。

2 本会は、司法書士会員の登録又は変更の登録の申請書を受け付けたときは、当該登録等の申請者が入会の手続をとった旨及びその他必要な意見を付して連合会に送付するものとする。

3 会長は、前項の規定に関し必要がある場合は、次条の登録調査委員会に調査をさせることができる。

4 会長は、登録等又は登録の取消しについて登録調査委員会に調査させたときは、その報告に基づき、調査の結果を連合会に報告しなければならない。

(登録調査委員会)

第 109 条 本会に、登録調査委員会を置く。

2 登録調査委員会は、登録又は変更の登録を申請した者の登録等に関し、必要な調査を行う。

3 登録調査委員会は、前項に定めるもののほか、連合会から本会が委託を受けた登録取消事由の事実の有無に関し、必要な調査を行う。

- 4 登録調査委員会は、委員5人をもって組織する。
- 5 委員は、司法書士会員のうちから、理事会に諮り、会長が委嘱する。
- 6 登録調査委員会は、委員長が招集する。
- 7 委員の任期は、就任後の第2回目の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任されることができる。
- 8 委員は、委員長及び副委員長各1人を互選する。
- 9 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理し、副委員長に事故があるときは、委員の互選により委員長の職務を代理する者を定める。
- 10 第29条第2項及び第3項、第30条並びに第50条から第51条の3までの規定は登録調査委員会の委員に、第49条第3項の規定は登録調査委員会に、第52条の規定は登録調査委員会の調査について準用する。この場合において、第50条から第51条の3までの規定中「委員」とあるのは「登録調査委員会の委員」と、第50条から第51条の2まで及び第52条中「会員」とあるのは、登録の申請の場合は「登録の申請をした者」と、変更の登録の申請の場合は「変更の登録を申請した者」と、第51条中「第49条第2項の調査」とあるのは「登録調査委員会の調査」と、それぞれ読み替えるものとする。

(連合会への報告)

- 第110条** 本会は、司法書士会員が法第15条第1項各号のいずれかに、又は法第16条第1項各号のいずれかに該当したとき、又は該当すると思料したときは、書面により、連合会にその旨を報告するものとする。
- 2 本会は、法第61条の規定により、会員に対し、注意を促し、又は勧告をしたときは、書面により、連合会にその旨及びその事由を報告するものとする。
 - 3 本会は、司法書士会員が法第47条第1号若しくは第2号の処分を受けたとき、又は法人会員が法第48条第1項第1号若しくは第2号の処分を受けたときは、書面により、連合会にその旨を報告するものとする。
 - 4 本会は、司法書士会員が第14条の規定により本会を退会したものとみなしたときは、書面により、連合会にその旨を報告するものとする。

第15章 補 則

(連合会の代議員)

- 第111条** 連合会会則第19条第1項の代議員は、選挙規則の定めるところにより、司法書士会員のうちから選出する。
- 2 第28条第2項、第29条及び第30条の規定は、前項の代議員について準用する。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第 1 1 2 条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長は、会長が、総会の承認を得て委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長が、理事会の承認を得て委嘱する。

4 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の中途において退任したときは、そのときに退任するものとする。

(清算人の選任の申立)

第 1 1 3 条 法人会員が、法第 4 4 条第 1 項第 6 号又は第 7 号に掲げる事由により解散した場合において、必要があるときは、本会は、裁判所に清算人選任の申立てをすることができる。

(規程及び細則への委任)

第 1 1 4 条 この会則の施行に必要な規程及び細則は、理事会の承認を経て、会長が定める。

附 則

法人化（昭 42. 12. 12 民事甲第 3655-20 号）認可

(施行期日)

1 この会則（以下「新会則」という。）は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭和 42 年法律第 66 号）の施行の日から施行する。（昭和 42. 12. 15 施行）

(経過措置)

2 新会則の施行に既に効力が生じた事項については、なお、従前の例による。ただし、新会則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 新会則の変更前の会則（以下「旧会則」という。）の規程により選任された会長、副会長、理事、監事及び綱紀委員（予備委員を含む。）並びに支部役員は、新会則の施行と同時に退任するものとする。

4 本会は、新会則の施行前にあらかじめ新会則の規定により会長、副会長、理事、監事及び綱紀委員（予備委員を含む。）並びに支部役員を選任しておかなければならない。

5 新会則施行の際、現に会員である者は、新会則施行後遅滞なく、第 5 条第 2 項に掲げる事項を記載した書面 3 通に、同条第 3 項第 2 号の履歴書及び同項第 3 号の写真を添えて、本会に提出しなければならない。

6 前項の書面は、連合会で定める様式によらなければならない。

7 新会則施行の際、現に使用されている司法書士法施行規則の一部を改正する省令（昭和 4 2 年法務省令第 6 3 号）の改正前の施行規則第 2 0 条及び第 2 1 条の規定

により調製された領収書及び事件簿は、第78条及び第79条の規定にかかわらず、同条に定める領収書及び事件簿として使用することができる。

8 新会則の施行の際の未納の会費は、なお旧会則別表第1号の定める額による。

9 前納された旧会則別表第1号による会費のうち、新会則施行後の翌月以降に相当する月の会費の額は、新会則の別紙第1に定める額とする。この場合において、本会は、その差額を追徴することができる。

附 則

(昭45.2.26 民事甲第835号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、昭和45年3月2日から施行する。

「会則別紙第2 司法書士報酬規定を別紙のとおり改める。」

附 則

(昭45.8.21 民事甲第3595号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、昭和45年9月1日から施行する。

「会則別紙第1 入会金は、金10,000円

会費は、1月当り金1,500円に改める。」

附 則

(昭46.12.21 民事甲第3594号) 認可

(施行期日)

1 この会則変更(以下「改正会則」という。)は、昭和47年1月1日から施行する。
但し、第90条の2の規定については、昭和47年4月1日以降連合会で定める日から施行する。

2 前項ただし書に定める施行の日の属する月の前月分までの会費の額は、改正前の会則第21条別紙第1の定めによる。

3 前納された改正前の会則第21条別紙第1による会費については、第1項ただし書に定める施行の日の属する月以降の会費の額は、改正会則第21条別紙第1の定めによる額とする。この場合において、本会は、その差額を追徴することができる。

「会則別紙第1 会費は1月当り金2,200円に改める。

別紙第2 司法書士報酬規定を別紙のとおり改める。」

「会則第90条の次に加える。

第3条第5号に定める福利厚生共済事業における管理と運営については連合会の定めるところによる。」

附 則

(昭47.9.8 民事甲第3716号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

「会則中 綱紀委員に係る事項中（８人）を（１２人）と改め、予備委員の事項を削る。

第４５条の１の次に次の一条を加える。

（委員会の決議）

第４５条の２ 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その議決権の３分の２以上で議決する。

会則第７８条第２項中「５年」を「３年」に改める。

会則別紙第１ 会費は１月当り金 2,700 円に改める。

別紙第２ （Ⅰ）中 相続又は信託の場合は、1,000 円加算を削る。

附則第６項の次に次の二項を加える。

７ 受託事件が相続又は信託に関する場合には、1,000 円を加算する。

８ 不動産の登記で不動産の個数が１０個から１９個までの場合には、1,000 円を、２０個以上の場合には、2,000 円を加算する。」

附 則

（昭 47. 12. 15 民事甲第 5532 号）認可

（施行期日）

この会則変更は、昭和 4 8 年 1 月 1 日から施行する。

「会則別紙第２ 司法書士報酬規定を別紙のとおり改める。」

附 則

（昭 48. 9. 1 民三第 6954 号）認可

（施行期日）

この会則変更は、認可の日から施行する。

「会則第 5 6 条第 4 項中 雑収入を諸収入に改める。

別紙第 1 会費は 1 月当り 3,200 円に改める。

4 会費は 6 ヶ月以上を前納するものとする。」

附 則

（昭 49. 1. 29 民三第 664 号）認可

（施行期日）

この会則変更は、昭和 4 9 年 2 月 1 日から施行する。

「会則別紙第 2 司法書士報酬規定を別紙のとおり改める。」

附 則

（昭 50. 5. 22 民三第 2669 号）認可

（施行期日）

この会則変更は、昭和 5 0 年 6 月 1 日から施行する。

「会則別紙第 2 司法書士報酬規定を別紙のとおり改める。」

附 則 (昭 50. 8. 29 民三第 4814 号) 認可
(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

「会則中 福利、厚生、共済及び役員等選挙規則一部改正
広報部の事項を加える。

会則別紙第 1 入会金は、金 15,000 円に
会費は 1 月当り金 4,500 円に改め
会費の納入方法等を改める。」

附 則 (昭 51. 7. 17 民三第 4096 号) 認可
(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

「会則別紙第 1 入会金は、金 20,000 円に改める。」

附 則 (昭 52. 6. 29 民三第 3395 号) 認可
(施行期日)

この会則変更は、昭和 5 2 年 7 月 1 日から施行する。

「会則別紙第 2 司法書士報酬規定を別紙のとおり改める。」

附 則 (昭 52. 7. 20 民三第 3688 号) 認可
(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

「会則別紙第 1 会費は、1 月当り 5,500 円に改める。」

附 則 (昭 53. 8. 30 民三第 4669 号) 認可
(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

「会則に研修部の事項を加える。」

附 則 (昭 53. 12. 28 民三第 6844 号) 認可
(施行期日)

この会則変更は、昭和 5 4 年 1 月 1 日から施行する。

「会則中 法改正に伴い、使命及び職責、注意勧告の事項を改正」

附 則 (昭 54. 8. 1 民三第 4234 号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

「会則別紙第 1 入会金を金 25,000 円に改める。」

附 則

(昭 54. 11. 10 民三第 5755 号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、昭和 54 年 11 月 15 日から施行する。

「会則別紙第 2 司法書士報酬規定を別紙のとおり改める。」

附 則

(昭 54. 12. 25 民三第 6457 号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

「会則別紙第 1 会費は 1 月当り金 6,500 円に改める。」

附 則

(昭 55. 7. 18 民三第 4118 号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

「会則第 3 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

11 公共嘱託登記の受託推進に関する事項」

附 則

(昭 57. 1. 29 民三第 603 号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、昭和 57 年 2 月 1 日から施行する。

「会則別紙第 2 司法書士報酬規定を別紙のとおり改める。」

附 則

(昭 58. 12. 17 民三第 7095 号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、昭和 59 年 1 月 1 日から施行する。

「会則別紙第 2 司法書士報酬規定を別紙のとおり改める。」

附 則

(昭 59. 2. 24 民三第 956 号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

「会則別紙第 1 会費は 1 月当り金 7,500 円に改める。」

附 則

(昭 59. 6. 30 民三第 3247 号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

「会則中 補助者規則に関する事項改正」

附 則

(昭 61. 3. 27 民三第 2204 号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

「会則別紙第 2 司法書士報酬規定を別紙のように改正する。」

附 則

(昭 61. 5. 23 民三第 4136 号) 認可

(施行期日)

- 1 この会則（以下「改正会則」という。）は、認可の日から施行する。ただし、第 3 条中第 2 号の次に 1 号を加える改正規定、第 5 条中第 2 項及び第 4 項の改正規定並びに第 4 項の次に 3 項を加える改正規定、第 9 条中第 1 項の改正規定及び同項の次に 2 項を加える改正規定、第 1 0 条中第 1 項の次に 3 項を加える改正規定、第 1 1 条の改正規定、第 1 3 条中第 2 項の改正規定、第 5 1 条中第 6 号の次に 2 号を加える改正規定（改正会則 第 5 1 条第 7 号に係る部分を除く。）、第 5 6 条中第 2 号の次に 1 号を加える改正規定及び第 1 1 章の次に 1 章を加える改正規定並びに第 1 2 条中第 2 項を削る改正規定は、昭和 6 1 年 6 月 1 日から施行する。

(会員名簿に関する経過措置)

- 2 改正会則施行の際、現に備える会員名簿は、改正会則第 1 3 条第 2 項により調整した会員名簿とみなす。

「会則 会則等縦書きを横書きに改める。法改正に伴う会則改正。広告・宣伝に関する事項改正。

別紙第 1 会費は 1 月当り金 8, 000 円と改める。」

附 則

(昭 62. 9. 4 民三第 4617 号) 認可

(施行期日)

この改正会則は、認可の日から施行する。

「会則中 綱紀委員に係る事項中第 4 3 条第 2 項中、「1 2 人」を「9 人以上 1 2 人以上」に改める。」

第 4 3 条第 6 項を第 8 項に、第 7 項を第 9 項に改め、第 5 項の次に次の 2 項を加える。

- 6 綱紀委員会は、委員長が招集する。ただし、就任後最初の綱紀委員会は、会長が招集する。
- 7 綱紀委員会を開催するには、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければならない。

第45条の2を削除する。

附 則 (昭 63. 8. 10 民三第 4183 号) 認可
(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

「会則第77条(受託番号の付記)を(記名職印の押捺)に改め、(受託番号を付記し)を削り、(これに記名し)を(記名し)に改める。」

附 則 (昭 63. 9. 21 民三第 5223 号) 認可
(施行期日)

この会則変更は、昭和63年10月1日から施行する。

「会則別紙第2 司法書士報酬規定を別紙のとおり改める。」

附 則 (平 3. 6. 25 民三第 3568 号) 認可
(施行期日)

この会則変更は、平成3年7月1日から施行する。

「会則別紙第2 司法書士報酬規定を別紙のとおり改める。」

附 則
(施行期日)

この会則変更は、平成4年7月1日から施行する。

- 1 第21条の別紙第1を別紙のとおり改める。
- 2 第21条 本文の次に1号、2号として次の2号を加える。
 - (1) 普通会費
 - (2) 特別会費
- 3 第21条第2項中「6月分」を削除する。
- 4 第21条第2項の次に第3項として次の1項を加える。
 - 3 会員が、故意又は過失により特別会費の納入を怠ったときは、別紙第1の第7項に定める過怠金を納入しなければならない。
- 5 第22条の第1項及び第3項中「会費」を「普通会費」と改める。
- 6 第22条第4項中「会員が脱会した場合において、」を「会員が死亡し、又は脱会し、もしくは登録の取消しを受けた場合において、」と改め、「会費」を「普通会費」と改める。

附 則 (平 6. 10. 25 民三第 6529 号) 認可
(施行期日)

この会則変更は、平成7年1月1日から施行する。

「会則別紙第2 司法書士報酬規定を別紙のとおり改める。」

附 則

(平6.11.4 民三第7377号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

- 1 第20条中「別紙第1の」とあるを「別紙第1第1項に」に改める。
- 2 第21条第1項中「別紙第1の」とあるを「別紙第1第2項に」に改め、第2項を削除する。
- 3 第21条の次に次の1条を加える。

(みなし脱会)

第21条の2 (条文省略)

- 4 第22条第1項及び第3項中「会費」とあるを「定額会費」に改める。
- 5 第22条第4項中「会員が脱会した場合において、過納会費」とあるを「会員が死亡し、又は脱会し、若しくは登録の取消しを受けた場合において、過納の定額会費」に改める。

同項中「会費」とあるを「定額会費」に改める。

- 6 第80条の次に次の1条を加える。

(証紙の報告)

第80条の2 (条文省略)

平成4年7月1日施行に関する事項は、会費の金額に関する部分(附則)を除きこれを廃止する。

- 7 会則別紙第1「入会金及び会費に関する規定」を別紙のとおり改める。

附 則

(平7.12.13 民三第4392号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

- 1 第80条のみだし「(年計報告)」とあるを「(業務報告)」に改める。
- 2 第80条中「年計報告書2通」とあるを「業務報告書」に改める。
- 3 第80条第2項を削除し、第3項を第2項とし、次のとおり改める。
 - 2 会長は、前項の業務報告書を受理したときは、総合計表を作成し、毎年3月末日までに連合会の会長に提出しなければならない。
- 4 第80条の2中「年計報告表」とあるを「業務報告書」に改める。

附 則

(平10.7.1 民三第1252号) 認可

(施行期日)

1 第71条、第75条、第89条、第91条の4については、認可の日から施行する。

2 別紙第1 第2項は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平 11. 10. 5 民三第 2160 号) 認可
(施行期日)

1 この会則変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平 13. 10. 1 民二第 2507 号) 認可
(施行期日)

1 この会則変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平 14. 12. 19 民二第 3092 号) 認可
(施行期日)

1 報酬に関する会則変更は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平 14. 12. 19 民二第 3164 号) 認可
(施行期日)

1 共済に関する会則変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平 15. 4. 1 民二第 1298 号) 認可
(施行期日)

1 この会則は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（平成十四年法律第33号）の施行の日から施行する。

附 則 (平 16. 11. 1 民二第 3075 号) 認可
(施行期日)

1 第14条第2項及び第90条については、平成17年1月1日から施行し、それ以外の会則変更は、認可の日から施行する。

(経過措置)

2 会員が平成17年1月から3月までの期間に相当する別紙第1第2項第1号の定額会費を納入するときは、この会則の施行日前であっても改正後の額を納入しなければならない。

3 平成16年12月31日を基準日と定める事件数割会費の精算については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この会則変更は、平成17年5月28日から施行する。

- 1 別紙第1第4項及び同第5項を削る。
- 2 別紙第1第6項を第4項とし、同項第1号中「前期分は4月末日までに、後期分は10月末日までに」を「前期分は4月中において、後期分は10月中において別に規程で定める日までに」に、同項第2号中「に定める」を「の」に改める。
- 3 別紙第1第7項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

(規程への委任)

- 4 この会則に定めるもののほか、会費の納入に関し必要な事項は、別に規程で定める。

附 則

(平 17. 11. 14 民二第 2637 号) 認可

(施行期日)

この会則は、認可の日から施行する。

- 1 第3条第10号中「(以下「業務賠償責任保険」という。)」の次に「及び司法書士会業務賠償責任保険(以下「会業務賠償責任保険」という。)」を加え、第19号を第21号、第18号を第20号、第17号を第19号、第16号を第18号、第15号を第17号、第14号を第16号、第13号を第15号、第12号を第14号とし、同号の前に次の2号を加える。

(12) 相談事業に関する事項

(13) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項

- 2 第7条第1項及び第2項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
- 3 第8条第2項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
- 4 第10条第4項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
- 5 第11条第1項乃至第3項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
- 6 第12条第2項第1号及び第3項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
- 7 第15条第2項中「閉鎖登記簿謄本(閉鎖事項証明書を含む。以下同じ。)」を「閉鎖登記事項証明書」に改め、同条第3項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同条第7項中「閉鎖登記簿謄本」を「閉鎖登記事項証明書」に改める。
- 8 第54条第1項第5号の次に、次の1号を加える。

(6) 市民事業部

- 9 第55条第11号中「業務賠償責任保険」の次に「及び会業務賠償責任保険」を加える。
- 10 第57条第3号を削る。

11 第59条の次に、次の1条を加える。

(市民事業部)

第59条の2 市民事業部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前各号に関する情報の管理等に関する事項

12 第74条の7を第74条の8、第74条の6を第74条の7に改める。

13 第74条の5第1項中「第74条の3」を「第74条の4」に改め、同条を第74条の6とする。

14 第74条の4を第74条の5に改める。

15 第74条の3中「前条」を「第74条の2及び前条」に改め、同条を第74条の4とし、同条の前に次の1条を加える。

(会業務賠償責任保険)

第74条の3 本会は、連合会が加入する会業務賠償責任保険の被保険者となる。

16 第76条第1項中、「司法書士法人でない者」の次に「(以下この条において「非司法書士」という。)」を加え、「他人をして」を「非司法書士が」に、「取り扱わせるよう」を「取り扱うことに」に、同条第2項中「司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者」を「非司法書士」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法令の規定により事件のあつせんを行うことができない者以外の者から、事件のあつせんを受けるときは、この限りでない。

17 第86条の次に次の1条を加える。

(預り金の取扱い)

第86条の2 会員は、依頼者から預り、又は依頼者のために預かった金銭については、自己の金銭と明確に区別し得る方法で保管し、かつ、その保管の記録を作成し、これを管理しなければならない。

2 前項の記録は、磁気ディスクにより行うことができる。

3 預り金の取扱いに関し必要な事項は、別に規則で定める。

18 第96条第2項中「入会届」の次に「、第9条の規定による印鑑届及び第89条の規定による業務報告書」を加える。

附 則

(平18.10.20民二第2457号)認可

(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

1 第79条中、「簡裁訴訟代理関係」とあるを「簡裁訴訟代理等関係」に改める。

附 則

(平 20.3.4 民二第 794 号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

- 1 第 87 条の次に第 87 条の 2 として次の 1 条を加える。

(依頼者等の本人確認等)

第 87 条の 2 会員は、業務（相談業務を除く。）を行うに際し、依頼者及びその代理人等の本人であることの確認並びに依頼の内容及び意思の確認を行い、本人であることの確認及び依頼された事務の内容に関する記録を書面又は電磁的記録により作成しなければならない。

- 2 前項の記録は、事件の終了時から 10 年間保存しなければならない。
- 3 前各項について必要な事項は、理事会において定める。

附 則

(平 23.7.1 民二第 1567 号) 認可

(施行期日)

この会則変更は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

- 1 第 14 条第 1 項中「別紙第 1 第 2 項第 1 号に定める定額会費」を「別紙第 1 第 2 項に定める会費」に改める。
- 2 第 14 条第 2 項を削る。
- 3 第 25 条中「定額会費」を「会費」に改める。
- 4 別紙第 1 第 2 項本文を次のとおり改める。

2 会費は、1 月当たり次の金額とする。

- 5 別紙第 1 第 2 項第 1 号本文を削り、同項同号①中「金 17,000 円」を「金 18,500 円」に改め、同項同号①を第 1 号とし、同項第 2 号を削り、同項第 1 号②中「金 17,000 円」を「金 18,500 円」に改め、同項同号②を第 2 号とする。
- 6 別紙第 1 第 3 項（みだしを含む。）中「定額会費」を「会費」に改め、「前項第 1 号」を「前項」に改める。
- 7 別紙第 1 第 4 項本文を削り、同項第 1 号中「第 2 項第 1 号の定める」を「第 2 項に定める」に、「定額会費」を「会費」に改め、同項第 1 号を第 4 項とし、同項第 2 号を削る。

(経過措置)

- 8 改正前会則第 14 条第 2 項、別紙第 1 第 2 項第 2 号及び同第 4 項第 2 号による平成 23 年 12 月 31 日までの事件数割会費納入については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この会則変更は、平成24年1月1日から施行する。

1. 別紙第1第1項中「金35,000円」を「金50,000円」に改める。

附 則

(平24.7.3民二第1651号)認可

(施行期日)

この会則は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)の施行の日(平成24年7月9日)から施行する。

1 第6条第2項第2号中「国籍」を「国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号ロに規定する地域をいう。以下同じ。)」に、同条第3項第3号中「外国人登録に関する証明書」を「国籍等の記載された外国人住民に係る住民票の写し」に改める。

附 則

(平24.8.31民二第2243号)認可

(施行期日)

この会則変更は、認可の日から施行する。

1 第21条第3項中「業務停止」を「業務の全部停止」に改め、「当該法人の社員」の次の「及び使用人である司法書士会員」を削る。

2 第32条中「会員に関する」を削る。

3 第42条第6号中「綱紀委員」を「綱紀調査委員」に改める。

4 第45条中「綱紀委員」を「綱紀調査委員」に改める。

5 第48条(見出しを含む。)中「綱紀委員会」を「綱紀調査委員会」に改め、同条第3項中「綱紀委員」を「綱紀調査委員」に、「10人」を「15人」に改め、同条第8項中「綱紀委員」を「委員」に改める。

6 第49条中「綱紀委員会」を「綱紀調査委員会」に改め、第1項中「調査をさせ」を「調査を付託し」に改め、第3項中「第1項」を「第2項」に改め、第3項を第4項、第2項を第3項、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の一項を加える。

1 何人も、本会に対し、会員の綱紀に関して適当な措置を講じることを申し出ることができる。

7 第50条第2項中「知り得た」を「知ることのできた」に改める。

8 第51条第3号中「対象となった」を「対象が」に、「の社員」を「又はその法人会員に所属する司法書士会員である場合は、その法人会員に所属する他の司法書士会員」に、同条第4号中「特別の利害関係(身分関係を含む。)」が「親族で」に改め、「あるとき」の次に「又はあったとき」を加え、同条第5号を次のように改める。

(5) 調査の対象となった会員の補助人又は補助監督人であるとき。

9 第51条の次に、次の二条を加える。

(委員の忌避、回避)

第51条の2 委員について調査の公正を妨げるべき事情があるときは、調査の対象となった会員は、その委員を忌避することができる。

2 委員は、自己に前項の事情があると思料するときは、その事案について職務の執行を回避しなければならない。

3 綱紀調査委員会は、委員に第1項の事情があると認めるときは、その事案について当該委員の職務の執行を回避させることができる。

(除斥又は忌避の決議)

第51条の3 除斥の原因又は忌避の事情があるときは、綱紀調査委員会は、申立てにより又は職権で、除斥又は忌避の決議をする。

2 委員は、その除斥又は忌避についての決議に関与することができない。

3 除斥又は忌避の決議に対しては、不服を申し立てることができない。

10 第52条中「綱紀委員会」を「綱紀調査委員会」に改める。

11 第82条中「自己の業務について広告をすることができる。ただし、」を削り、「誇大」を「誇大な広告」に、「場合は、この限りではない」を「広告をしてはならない」に改める。

12 第99条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、同条中第3項を第4項、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の一項を加える。

2 会員は、前項の指示又は指導に従わなければならない。

13 第100条中「綱紀委員会」を「綱紀調査委員会」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の一項を加える。

2 会員は、前項の注意又は勧告に従わなければならない。

14 第102条第2項中「第3項」を「第4項」に改める。

15 第103条中「第1項」を「第2項」に改める。

16 第109条第10項中「、登録調査委員会」を「登録調査委員会」に改め、「又」を削り、「並びに第51条」を「、第51条、第51条の2及び第51条の3」に、「第49条第2項」を「第49条第3項」に、「第50条及び第51条の綱紀委員」を「第50条、第51条、第51条の2及び第51条の3の綱紀調査委員」に、「第50条、第51条及び第52条」を「第50条、第51条、第51条の2及び第52条」に改める。

附 則

(平 26. 10. 1 民二第 434 号) 認可

(施行期日)

- 1 この会則の変更は、認可の日から効力を生ずる。

(綱紀調査委員の任期に関する経過措置)

- 2 会則第 48 条第 7 項の規定に基づき最初に選任された綱紀調査委員の任期については、第 48 条第 4 項の規定にかかわらず、他の綱紀調査委員の残任期間と同一とする。会則第 48 条の 2 第 3 項の規定に基づき最初に選任された綱紀調査委員の予備委員の任期も同様とする。

(岐阜地方法務局長に対する報告に関する経過措置)

- 3 第 103 条の 2 の規定にかかわらず、会則の変更が効力を生じたときにおいて、既に綱紀調査委員会に調査が付託された事案については、なお従前の例による。

【改正趣旨】

- ・第 42 条（総会の議決事項）及び第 45 条（特別決議の要件）について

懲戒申立てにかかる調査の全件委嘱制度（以下「全件委嘱制度」という。）の創設を受け、綱紀調査の公正性及び公平性を制度的に担保するために綱紀調査委員会には会員のほかに学識経験者（以下「外部委員」という。）を委員として選任するものとし、その外部委員が欠けた場合を担保するために予備委員もあらかじめ選任するものとした。

よって、同条 6 号において「綱紀調査委員及びその予備委員の選任及び解任に関する事項」を規定した。

また、併せて、第 45 条（特別決議の要件）において外部委員の「予備委員の解任に関する事項」を規定した。

- ・第 48 条（綱紀調査委員会）について

現行同条 4 項ただし書きに綱紀調査委員は、再任されることができ旨が規定されているが、当然の規定といえるので削除した。なお、再任を妨げるものではない。

同条 5 項において、綱紀調査委員会に外部委員を委員として選任しなければならない旨を新たに規定した。

綱紀調査委員の選任について、会員である委員については現行のとおり「会員である委員の選任は別に定める選挙規則による」旨を同条 6 項に規定し、外部委員については、選挙による選任がなじまないことから「会員でない委員は総会において選任し、又は解任する」旨を同条 7 項に規定した。

現行 6 項の委員の役員兼任禁止規定については、8 項に移し「会員である委員は、役員を兼ねることができない」と規定した。

同条9項において、会員である委員の退任規定に戒告処分を受けたときを新たに規定し、現行8項における30条（役員の退任）を準用する旨を削除する。

現行8項の準用規定については、委員における準用規定（11項）、会員である委員における準用規定（12項）に分けて新たに規定した。

・第48条の2（綱紀調査委員会の予備委員）について

同条1項において、綱紀調査委員会の外部委員が欠けた場合の手立てとして、予備委員を置く旨を新たに規定する。

同条2項において、外部委員に事故のあるとき又は欠けたときは、会長が予備委員の中からその職務を行う者を指名する旨を新たに規定する。

同条3項において、予備委員の任期及び選任等につき委員の規定を準用する旨を新たに規定する。

・第49条（綱紀調査委員会の調査等）2項について

現行同条2項に規定される会長が綱紀調査委員会に調査を付託しなければならない事由に、岐阜地方法務局の長から調査委嘱を受けたときを加え、事由別に「会員が法若しくは施行規則又は連合会会則若しくはこの会則に違反すると思料するとき、又は違反するおそれがあると認めるとき」を同項1号に、「施行規則第42条第2項による調査の委嘱を受けたとき」を同項2号に改めて規定した。

・第51条（委員の除斥）について

綱紀調査委員の除斥事由に「調査の対象となった会員が当該委員の補助人又は補助監督人であるとき」を新たに追加し、会員である委員と外部委員別に整理し、規定した。

・第103条の2（岐阜地方法務局の長への報告）について

同条1項において、司法書士会は施行規則42条2項により岐阜地方法務局の長に報告するときに、その報告に法等に違反する事実がある場合には、懲戒処分の内容が司法書士業務の実態とかけ離れたものとならないよう、懲戒処分として相当と思料する量定意見又は懲戒処分不相当とする意見を付すものとする旨を新たに規定した。

附 則

（平 28. 12. 16 民二第 952 号）認可

（施行期日）

1 この会則の変更は、認可の日から効力を生ずる。

【改正趣旨】

・第18条（通知）について

現行同条第3項は、被保険者の変更があった場合に保険会社に通知し、保険契約の変更手続きを行うことを趣旨とした規定であるが、会員の入会及び退会の手続きに関する本節全体の趣旨とは異なるため削り、「第7章 業務賠償責任保険」の中に同趣旨の規定を新設した（第74条の5）。

・第74条の2（業務賠償責任保険）について

司法書士会が個別に契約する従来の方法を同条第1号とし、他の司法書士会と共同して契約する方法を同2号及び連合会に保険契約を委託する方法を同3号として新たに規定した。

・第74条の5（通知等）について

現行第18条第3項と同趣旨の規定を新設した。また、報告の対象に連合会を含めた。

附 則

（施行期日）

1 この会則の変更は、平成29年5月27日から施行する。

【改正趣旨】

疾病や傷害のほか、減免の対象事由に「その他の事由」を加え、妊娠、出産、育児による会費の減免制度を設けるため、第25条を改正した。

附 則

（平29.8.31民二第461号）認可

（施行期日）

1 この会則は、認可の日から施行する。

【改正趣旨】

第9条において「司法書士法施行規則」及び「職印」を定義しているが、本来は第6条において定義すべきであることから、所要の改正をした。

附 則

（平30.8.27民二第318号）認可

この会則の変更は、認可の日から効力を生ずる。

【改正趣旨】

綱紀調査委員会の委員について、自ら職務を回避する場合の規定（第51条の2）及び除斥の事由が存する場合又は被審査会員から忌避の申し立てがなされた場合の決議の規定（第51条の3）について所要の改正をした。

附 則

(令 1. 11. 14 民二第 492 号) 認可

この会則の変更は、認可の日から効力を生ずる。

【改正趣旨】

FATF（金融活動作業部会）による日本に対する総合審査（第四次対日審査）への対応及び犯罪収益の移転防止等会員の適正な職務の確保を目的として、会員から本会に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める特定業務における本人確認・記録保存の措置及び依頼を受けた事件への対応等について、毎年 1 月末日までに前年における実施状況に関する報告書を提出（第 89 条、第 89 条の 2）させることとするために所要の改正をした。

（経過措置）

2 変更後の第 89 条の 2 の規定に基づき、令和 2 年 1 月末日までに提出を要する最初の特定期間報告書は、同条第 1 項の規定にかかわらず、令和元年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までに関与した事件を対象とする。

附 則

（施行期日）

1 この会則の変更は、令和 2 年 8 月 1 日から効力を生ずる。

（清算中の法人の会費に関する経過措置）

2 この会則の変更が効力を生ずる日において清算中の法人会員は、この会則の変更の効力が生じた日の属する月の前月末日に解散したものとして、第 24 条ただし書の法人会員とみなす。

【改正趣旨】

1. 第 24 条（会費）について

清算中である法人会員については、実質的に業務を行っていないとしても法人登記がされている限り会費が発生するため、これを会費の請求の対象としないための所要の改正をした。

附 則

(令 2. 7. 31 民二第 598 号) 認可

（施行期日）

1 この会則の変更は、次の各号に定める条項について、次の各号に定める日又は時から効力を生ずる。

(1) 改正後第 51 条については、認可の日

(2) 前号以外の改正条項については、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第 29 号）の施行の日（令和 2 年 8 月 1 日）

ただし、会則の変更の認可が法律の施行の日の後となる場合は、認可の日

(改正法附則第2条による継続の届出)

- 2 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）附則第2条の規定による司法書士法人の継続の届出に関し必要な事項は、理事会で定める。

【改正趣旨】

1. 令和元年6月12日に公布された「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（法律第29号）」（以下「改正法」という。）に対応するために所要の改正をした。

(1) 改正法第1条の改正に伴う変更

- 第2条（目的）について

「司法書士」に司法書士法人も当然含まれるが、改正法第46条で司法書士法人について第1条等を準用しているため「及び司法書士法人」を加えた。

(2) 改正法第44条の改正に伴う変更

- 第17条（届出事務手数料）について

現行法第44条第3項が第2項に繰り上がったため変更した。

- 第113条（清算人選任の申立て）について

法人会員が改正法第44条第1項第6号又は第7号に掲げる事由により解散した場合において、司法書士会が裁判所に清算人選任の申立てをすることができるよう所要の規定を新設した。

- 附則（改正法附則第2条による継続の届出）について

現行法第44条第2項により社員1人となって6か月経過で解散している法人が連合会等への届出を要件として継続する場合の手続について所要の規定を新設した。

(3) 改正法第47条第1項、第48条第1項の改正に伴う変更

（懲戒権者を法務大臣に変更することに伴う変更）

- 第102条（資料及び業務執行状況の調査）について

改正法第60条、施行規則第42条第3項の報告先が法務大臣となったこと、施行規則第42条の2が新設されたことにより変更した。

- 第103条の2（岐阜地方法務局長への報告）第1項、第2項について

改正法第60条、施行規則第42条第2項の改正により変更した。

(4) 改正法第48条第2項の改正に伴う変更

- 第74条の5（通知等）第4号について

改正法第48条第2項は処分の規定ではなくなったことにより変更した。

- 第110条（連合会への報告）第3項について

改正法第48条第2項は処分の規定ではなくなったことにより変更した。

(5) その他（懲戒処分手続関係）の変更

- 第48条（綱紀調査委員会）第2項について

綱紀調査委員会の職務を明確にするため変更した。

- ・ 第103条の3（他の司法書士会への通知等）について

日本司法書士会連合会会則第87条の2に対応するために、新たに所要の規定を制定した。

2. 令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第37号）」（以下「整備法」という。）に対応するために以下のとおり所要の改正をした。

- ・ 第51条（委員の除斥）第1項第3号、第4号について

整備法に対応するため、従来の「補助人又は補助監督人」に「成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人」を追加した。

3. その他字句等の整序を目的とした改正をした。

附 則

（令5.11.8民二第1185号）認可

（施行期日）

この会則の変更は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）附則第1条第2号のうち、犯収法第8条の改正規定の施行の日から効力を生ずる。ただし、会則の変更の認可が法律の施行の日の後となる場合は、認可の日から効力を生ずる。

【改正趣旨】

FATF（金融活動作業部会）による日本に対する総合審査（第四次対日審査）の結果が公表された。そこでは、職業専門家に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）所定の疑わしい取引の届出義務が課されていないことが指摘されている。

これを受け、職業専門家のうち、公認会計士・税理士・行政書士については、犯収法第8条の疑わしい取引の届出義務を課す旨の改正が行われた。他方、司法書士・弁護士に対しては、業務の性質や依頼者との信頼関係、守秘義務等を考慮し、犯収法による義務ではなく、自主的な取組みによる実効的な規律が求められている。

そこで、犯収法第8条に代替する措置として、毎年1月末日までに前年における実施状況に関する報告書を提出（第89条、第89条の2）させることとするために所要の改正をした。

附 則

（令6.11.12民二第1363号）認可

（施行期日）

この会則の変更は、認可の日から効力を生ずる。

【改正趣旨】

会則 93 条本文の例外として、司法書士会員であれば職務上の氏名を使用できるにもかかわらず、法人会員の場合には、社員の職務上の氏名を使用することができない規定となっていた。しかし、それを制限する合理的な理由が見受けられないことから、改正をした。

附 則 (令 7.12.8 民二第 1494 号) 認可
(施行期日)

この会則の変更は、令和 8 年 4 月 1 日又は認可の日のいずれか遅い日から効力を生ずる。

【改正趣旨】

令和元年改正司法書士法(令和元年法律第 29 号)が、令和 2 年 8 月 1 日に施行された。令和元年改正司法書士法により、法務大臣が懲戒権者となり、懲戒処分に係る除斥期間が設けられるなど懲戒関係規定についての見直しが行われた。

令和元年改正司法書士法を受け、立案担当者の執筆によって発刊された小林昭彦・河合芳光・村松秀樹「注釈司法書士法(第四版)」(テイハン)では、「この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するとき」は、「「所属の会員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるとき」に含まれるといえる」とされ、「将来の同種の違反行為の発生を抑止するべく、本条(注・司法書士法第 61 条)による注意勧告を行うことも当然に許される。」と改められた。

以上より、綱紀調査委員会に調査付託しなければならない場合や注意又は勧告をすることができる場合の規定について整理する観点から、所要の改正をした。

別紙第1（第14条、第23条、第24条関係）入会金及び会費

（入会金）

1 入会金は、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------------|---------|
| （1）司法書士会員 | 50,000円 |
| （2）第5条第3項第1号の法人会員 | 50,000円 |
| （3）第5条第3項第2号の法人会員 | 50,000円 |

（会費）

2 会費は、1月当たり次の金額とする。

- | | |
|--------------|---------|
| （1）司法書士会員 | 18,500円 |
| （2）法人会員 | |
| 主たる事務所につき | 18,500円 |
| 従たる事務所1か所につき | 18,500円 |

（会費の納入）

3 前項の会費は、次に掲げる各号のとおり納入しなければならない。

- （1）入会した会員は、入会した日が属する月の翌月から納入する
- （2）退会した会員（次号の法人会員を除く。）は、退会した日が属する月まで納入する。
- （3）解散した法人会員は、解散した日が属する月まで納入する。
- （4）継続した法人会員は、継続した日が属する月の翌月から納入する。

（納入期限）

4 第2項に定める会費は、毎年前期（4月から9月まで）と後期（10月から翌年3月まで）の2期に分け、前期分は4月中において、後期分は10月中において別に規程で定める日までに納入しなければならない。ただし、期の途中において入会しようとする者は、登録又は変更の登録を受けた後、すみやかに当該登録又は変更の登録の月以後のその期に属する会費を納入しなければならない。

（支部交付金）

5 本会は、支部に対して、本会が徴収した会費の一部を支部の事務費として交付する。

交付金の算定方法は、総会の決議をもって定める。

（規程への委任）

6 この会則で定めるもののほか、会費の納入に関し、必要な事項は、別に規程で定める。

別紙第2（第17条関係）法人会員届出事務手数料

（届出手数料）

1 法人会員届出事務手数料は、連合会会則第63条第1項の事務手数料を含み、次

のとおりとする。ただし、住居表示の実施若しくは変更又は行政区画等若しくはその名称の変更（その変更に伴う地番の変更を含む。）又は本会が認めた場合の届出事項の変更については、法人会員届出事務手数料の納付を要しないものとする。

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| (1) 入会届（成立） | 25,000円 |
| (2) 同（主たる事務所移転） | 10,000円 |
| (3) 同（従たる事務所移転又は設置） | 2,000円 |
| (4) 届出事項変更届（他の司法書士会の区域内からの主たる事務所移転） | 12,000円 |
| (5) 届出事項変更届（前号を除く） | 4,000円 |
| (6) 解散届 | 4,000円 |
| (7) 合併届 | 4,000円 |
| (8) 清算終了届 | 4,000円 |

（連合会届出事務手数料の送付）

- 2 本会は、毎月末日に連合会に代わって徴収した当月の連合会の届出手数を連合会に送金する。